

平取町競争入札参加資格関係事務取扱要領

第1 目的

この要領は、平取町競争入札参加資格関係事務処理要綱（以下「要綱」という。）第10の規定に基づき、町が発注する工事及び製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 資格審査等

1 資格審査の申請等

- (1) 平取町財務規則（昭和51年8月18日規則第14号以下「財務規則」という。）第115条第1項（財務規則第129条において準用する場合も含む。以下同じ。）の規定による競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）の資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）によらせるものとする。
- (2) 前号の申請書には、別記第1に掲げる書類を添付させる。
- (3) 第1号の申請は、次に掲げる契約の種類ごとに、建設水道課に申請書類を提出することにより行なわせるものとする。なお、通常の場合における申請の受付期間は、2月1日から2月20日までの期間とし、特別な場合においては、別途町長が定める期間とする。

契約の種類	資格の種類
建設工事の請負契約	土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道管布設工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事、水道施設工事、その他建設業法の資格の種類によるもの。
設計等の委託契約	土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量
物品の売買契約	物品の製造、物品の卸小売、物品の賃貸借 (車両を含む)
物品の賃貸借契約	
役務の提供に係る契約	警備業、建築物清掃業、施設管理業、電気保安管

	理業、消防設備点検業、車両等運行業、公園維持 清掃業、浄化槽管理業、雑排水処理施設管理業、 車両点検修理業、環境測定業、その他業務
--	---

(4) 財務規則第115号第1項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の記載事項及び添付書類を確認の上、これを受理し、財務規則第115条第2項の規定により資格を有する者の名簿に搭載するものとする。

2 資格審査

申請書を受理したときは、速やかに、当該申請につき別記第2の競争入札参加資格審査方法書に基づき当該申請者の資格を審査し、決定するものとする。この場合において、当該申請の内容が土木一式工事（農業土木、森林を含む。）及び、建築一式工事並びに水道管布設工事の資格に関するものであるときは、別に定めるところにより、当該申請者の格付けについて併せて決定するものとする。

ただし、申請者の格付けは町長が認める範囲までとする。

3 審査結果の通知等

(1) 財務規則第115条第2項の規定に基づく審査結果の通知は、競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第10号様式）によるものとする。ただし、格付けを行わないものにおいては、受領書をもって通知にかえるものとする。

(2) 財務規則第115条第1項の規定に基づく資格を有するもの（以下「資格者」という。）の名簿（以下「資格者名簿」という。）には、おおむね、次の事項を記載するものとする。

ア 氏名（資格者が法人である場合は、その名称）

イ 主たる営業所の所在地

ウ 資格の種類及び必要に応じその内訳

エ 第2項により格付けをすべきこととしている資格については、その格付けされた等級

オ その他必要と認める事項

(3) 必要に応じ、前号の資格者名簿のほか、資格者の申請に係る事項について、関係課長等に周知するものとする。

4 資格の再審査

(1) 要綱第5第1項の規定による資格の変更に関する申請は競争入札参加資格変更審査申請書（様式第11）によらせるものとする。

- (2) 前号の競争入札参加資格変更審査申請書には、別記第3に掲げる書類を添付させるものとする。
- (3) 第1号による申請は、建設水道課へ直接提出によらせるものとする。
- (4) 要綱第5第1項第3号の規定による資格者は、土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道管布設工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事、水道施設工事、その他建設業法の種類の資格（以下「建設工事の資格」という。）を有する者に限るものとする。
- (5) 要綱第5第3項の規定による資格者又は当該資格者の資格を継承しようとするものへの通知は、競争入札参加資格変更審査結果通知書（別記第11号様式）によるものとする。
- (6) 第2項の規定は、資格の再審査の場合について準用する。
- (7) 資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該資格者として、変更の届出をさせるものとする。
- ア 資格者の名称又は商号に変更があったとき。
- イ 資格者が法人の場合において、その代表者に変更があったとき。
- ウ 資格者の住所又は電話番号に変更があったとき（本店及び道内の支店、営業所等に係るものに限る。）。
- エ 資格者の組織に変更があったとき。
- オ 資格者の許可、登録等に関する事項に変更があったとき。
- カ 土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道管布設工事、塗装工事、機械器具設置工事、造園工事、水道施設工事、その他建設業法の種類、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量に係る資格者において、法令による免許等を有する道内勤務の技術者に変更があったとき。
- キ 警備業、建築物清掃業、施設管理業、電気保安管理業、消防設備点検業、車両等運行業、公園維持清掃業、浄化槽管理業、雑排水処理施設管理業、車両点検修理業、環境測定業等の作業に係る資格者において、法令による免許等を有する道内勤務の技術者に変更があったとき。
- (8) 前号による届け出は、競争入札参加資格関係事項変更届（市町村統一様式12）によらせるものとする。
- (9) 前号の競争入札参加資格関係事項変更届には、別記第3に掲げる書類を添付させるものとする。

- (10) 第7号の規定により資格に関する事項の変更の届出を受理したときは、速やかに資格者名簿を整理するとともに、その旨を関係課長等に通知するものとする。

第3 競争入札への参加排除及び資格の消滅

1 該当者の報告等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定による競争入札に参加させないことができる者の報告は、競争入札参加排除該当者報告書（別記第12号様式。以下「報告書」という。）によるものとする。

- (2) 前号の該当する者があったときは、速やかに当該報告書を関係課長等に回付するものとする。

2 参加排除の審査等

- (1) 前項の規定に該当する者があったときは、当該報告書に係る事項につき、必要に応じその事実を調査確認等の上、当該報告書に意見を付して競争入札参加資格審査委員会に送付するものとする。

- (2) 前号により送付した事件につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の報告があったときは又は資格者が要綱第7第1項第3号若しくは第4号に該当したときは当該資格者の競争入札への参加の排除及び資格の消滅について町長の決定を受けるものとする。

3 参加排除及び資格消滅の通知

資格者が政令第167条の第4第2項の規定に該当することとなったとき又は前項第2号の規定による決定を受けたときは、参加排除にあつては、競争入札参加排除決定通知書（別記第13号様式）により、資格の消滅の場合にあつては、競争入札参加資格消滅通知書（別記第14号様式）により、それぞれ資格者に対し通知するものとする。

第4 参加資格排除及び資格消滅後における措置

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当し、要綱第7第1項の規定に基づき資格が消滅した者を、当該消滅の理由となった事項が解消するまでの間にあつては、これを、随意契約の相手方としてはならないものとする。

また、工事等の一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札に参加させない旨の決定を受け、要綱第7第1項の規定に基づき資格が消滅した者を、当該決定において競争入札に参加させないこととした期間内にあつては、これを随意契約の相手方としてはならないものとする。

また、工事等の一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。ただし、当該決

定の時点において現に履行中のものにあつては、この限りではない。

第5 その他

1 共同企業体の資格に関する事務の取扱い

要綱及び要領に定めるもののほか、共同企業体の資格に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

2 要綱及び要領の公表

閲覧場所を定めて、公表するものとする。

3 参加排除の公表

第3第3項の規定により参加排除の該当がある場合は、前項の閲覧場所において、当該参加排除に係る競争入札参加資格消滅通知書の写しを公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該参加排除の期間とする。

4 特例

資格に関する事務につき、要綱及びこの要領の規定により難い特別の理由があるときは、あらかじめ町長と協議の上、これと異なる取扱いをすることができる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1

別記第2

別記第3

様式1

様式3

様式3の2

様式 4

様式 9

様式10

様式11

様式12

別記第 1 号様式

別記第 2 号様式

別記第 3 号様式

別記第 4 号様式

別記第 5 号様式

別記第 6 号様式

別記第 7 号様式

別記第10号様式

別記第11号様式

別記第12号様式

別記第13号様式

別記第14号様式